

令和3年度

第7回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和3年10月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年10月20日(水) 午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 18 人

- 1 番 森川 光典 (会長)
- 2 番 合田 政光
- 3 番 小西 修
- 4 番 荻田 昇吾
- 5 番 黒田 直文
- 6 番 富田 敏弘
- 7 番 石井 崇雄
- 8 番 豊田 敏計
- 9 番 齋藤 照久
- 10 番 中村 能身
- 11 番 石川 素康
- 12 番 山下 大輔
- 13 番 岡下 定幹
- 14 番 小出 章寛
- 15 番 合田 亘
- 16 番 山内 春雄
- 17 番 川下 肇
- 18 番 合田 朝子

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について <農業委員会許可>
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>
- 議案第4号 農地転用許可後の事業計画の変更について <香川県知事許可>
- 議案第5号 非農地証明願いについて <農業委員会許可>
- 議案第6号 観音寺市農地利用集積計画(案)について
- 議案第7号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長(農政管理係長)	藤村 佳広
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
事務局主事	藤川 博史

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和3年度観音寺市農業委員会第7回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である18人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、森川会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員は、2番合田委員、並びに12番山下委員のご両名をお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは事務局に説明を求めます。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和3年10月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は9件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は、相続したものの農業を行っておらず、農地の管理に苦慮していたところ、近隣で営農している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

2番の譲渡人は、労働力不足により、農地等の管理に苦慮していたところ、近隣農地を耕作している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は認定農業者であり、本件により経営規模の拡大を図るものです。

3番の譲渡人は、県外在住であり農地の管理に苦慮していたところ、隣接農地を耕作している譲受人へ有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は、本件で規模拡大を図るものです。

4番の譲渡人は、業務の効率化のため農地の整理を行っており、所有している農地の売買を考えていたところ、近隣農地を耕作している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。提出書類から、譲受人が農地所有適格法人であることを確認しております。また、譲受人は認定農業者であり本件により経営規模の拡大を図るものです。

5番は、所有農地の一部を生前贈与するものです。譲受人は一緒に農業をする息子であり、認定新規就農者として、親の農地の一部を譲り受けるものです。

6番の申請地は、残存小作地であり、譲受人が以前から耕作していました。今後も、譲受人が耕作する予定のため、残存小作を解約し、売買による所有権移転をすることで話が纏まったものです。

7番の申請地は、残存小作地であり、譲受人の父が耕作していました。今回、父から小作権を相続し、今後も耕作していく予定であるため、所有者に相談したところ有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

8番の申請地は、譲渡人が会社勤めであり、管理に苦慮していたところ、譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は、本件で経営規模の拡大を図るものです。

9番の申請地は、譲渡人が県外在住であり、農地の管理は弟である譲受人が行ってきました。今回、譲渡人が高齢となり本市に帰ってくる予定もないため、譲受人に無償の所有権移転をすることで話が纏まったも

のです。

以上の申請につきましては、全部効率利用（利用・耕作）要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしくお願いたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1、2番について、私から 補足説明を行います。

特に問題ありません。

3、4番について、富田 敏弘委員 補足説明をお願いします。

富田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 5番について、石井 崇雄委員 補足説明をお願いします。

石井委員 特に問題ありません。

議長(会長) 6、7、8番について、荻田 昇吾委員 補足説明をお願いします。

荻田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 9番について、中村 能身委員 補足説明をお願いします。

中村委員 特に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和3年10月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は4件です。

議案書7ページ及び位置図をご覧ください。

1番の転用目的は農業用施設で、無断転用を解消と牛舎の新設をしようとするものです。なお、5条6番の申請地部分と一体として利用しており、併せ地部分が5条6番の申請地で、本件の申請地は申請者の所有地部分の申請です。

申請場所は、柞田町字池崎丙65番1外2筆で大野原中学校から北約750mに位置し、市道下野池崎線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が田と雑種地1657㎡です。

併せ地は1935㎡、合計で3592㎡です。

利用計画ですが、新設牛舎1棟平屋建、既存建物3棟平屋建1272.8㎡です。

転用に及んだ理由ですが、昭和55年より転用手続きをせずに畜舎用地として利用しておりました。今般、牛舎を新設するにあたり調査したところ、既存の建物がある部分が無断転用であることが分かりました。農地法の知識が不足していたことを反省し始末書を付しての転用申請です。

2番の転用目的は農家住宅の拡張で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、木之郷町字前田770番4で香川西部養護学校から南東約1200mに位置し、県道栗井観音寺線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田406.00㎡。併せ地は562.36㎡、合計で968.36㎡です。

利用計画ですが、既存建物1棟2階建、既存建物4棟平屋建、計311.16㎡で土地利用率は32.13%です。転用に及んだ理由ですが、現在の自宅敷地に車を置くスペースが少なく、保有している、夫婦の車と軽トラックの3台を停めると、敷地内で車の転回ができないため不便でした。また、週末に子が来たり、来客があったりしたときは駐車スペースがなかったことから、隣接地を駐車用地とすることを計画。調べたところ、申請者の祖父の代から建っている納屋が申請地の一部にかかっており、その部分が無断転用状態となっていました。よって、始末書を付しての転用申請であります。

3番の転用目的は農家住宅で、5条11番に関連するものです。

申請場所は、吉岡町字畔田103番4で一ノ谷小学校から西約610mに位置し、市道畔田線に接する都市計画法の内非線引き地域に該当する第2種農地であり、転用面積は地目が田201㎡です。併せ地は287㎡、合計で488㎡です。

利用計画ですが、倉庫1棟平屋建、居宅1棟2階建151.71㎡で土地利用率は31.08%です。

転用に及んだ理由ですが、本件は西讃土木事務所が行う一の谷川総合流域防災河川工事に伴うもので、収用により居宅を移転するものです。5条11番の転用地と併せて、新たな居宅と倉庫の建築を計画したものです。地元土地改良や水利組合の同意を得ていること、転用に係る要件を満たすことから問題なものと考えます。

4番の転用目的は農家住宅の拡張で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、吉岡町字畔田114番4で一ノ谷小学校から西約600mに位置し、市道高樋吉岡線に併せ地が接する都市計画法の非線引き地域に該当する第2種農地であり、転用面積は地目が田110㎡です。併せ地は701.53㎡、合計で811.53㎡です。

利用計画ですが、居宅1棟平屋建、納屋2棟平屋建328.36㎡で土地利用率は40.46%です。

転用に及んだ理由ですが、少なくとも申請者の親の代には申請地を庭の一部として利用しておりましたが転用手続きができておりませんでした。今回、別の転用手続きをするにあたり申請地が無断転用であることを知り、始末書を付しての転用申請であります。

議案第2号については以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、富田 敏弘委員 補足説明をお願いします。

富田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2番について、黒田 直文委員 補足説明をお願いします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 3、4番について、荻田 昇吾委員 補足説明をお願いします。

荻田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の9ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和3年10月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は15件です。

議案書10ページと位置図をご覧ください。

1番の転用目的は一般住宅で、有償の所有権をしようとするものです。

申請場所は、天神町字二丁目甲831番4で観音寺市役所から西約390mに位置し、市道坂本余茂田天神支線に接する都市計画法の第一種住居地域に該当する第3種農地であり、転用面積は地目が田365㎡です。

利用計画ですが、居宅1棟平屋建135.14㎡で土地利用率は37.02%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は現在、母の所有する実家に居住しておりますが、実家は兄が引き継ぐ予定であることから新築を計画。実家に近い申請地を有償の所有権移転することで話が纏まったものです。

2番の申請者は不動産売買・賃貸・管理業を営む法人です。転用目的は分譲住宅で、有償の所有権移転しようとするものです。

申請場所は、植田町字西下1761番外4筆で常磐小学校から南西約450mに位置し、市道植田西下2号線に接する都市計画法の非線引き地域に該当する第2種農地であり、転用面積は地目が田2365㎡です。併せ地は33.68㎡、合計で2398.68㎡です。

利用計画ですが、分譲住宅9棟2階建599.06㎡で平均区画面積265.68㎡、土地利用率は25.05%です。

転用に及んだ理由ですが、申請地の隣接地にて同社の分譲地が完売しましたが、引き続き居宅用地の問い合わせが多数あったことから、需要があるものと見込み、分譲用地を探していたところ、譲渡人と有償の所有権移転することで話が纏まったものです。農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていること、建築確認の見込みもあることから、許可相当と判断するものです。

3番4番の案件は権利の種類が異なるため2件に分かれておりますが、計画としては同一のものです。転用目的は分家住宅で、3番は申請地のうち譲渡人の持分について申請者に有償の所有権移転を、4番は申請地のうち譲渡人の持分について申請者と使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、植田町字西下1893番1で中部中学校から北東約510mに位置し、市道坂本4号線に接する都市計画法の非線引き地域に該当する第2種農地であり、転用面積は地目が田530㎡です。

利用計画ですが、居宅1棟2階建184.63㎡で土地利用率は34.83%です。

転用に及んだ理由ですが、現在借家住まいをしています。子供の成長に伴い居宅の新築を計画し、実家に近い申請地を選定したものです。

5番の転用目的はゴミ置き場で、有償の所有権移転しようとするものです。

申請場所は、柞田町字上出甲261番1で香川西部養護学校から南約500mに位置し、県道粟井観音寺線に接する都市計画法の非線引き地域に該当する第2種農地であり、転用面積は地目が田482㎡です。併せ地は95㎡、合計で577㎡です。

申請者は地縁団体登録をしており、既存のゴミ置き場の隣接地を取得し、ゴミ置き場用地を拡張するものです。現在、106世帯と構成員が多く、ゴミ出しの午前6時から午前8時30分までの時間帯が通勤時間と重なり、前面の県道が渋滞し危険でした。話し合った結果、隣接地を有償で取得しゴミ置き場とする計画を策定し、総会で可決されたため本申請に至りました。議事録の提出もあり、地元土地改良区や水利関係者の同意もあること、申請地の規模も妥当と判断できることから、許可相当と判断するものです。

6番の転用目的は農業用施設で、賃借権設定しようとするものです。

申請場所は、柞田町字池崎丙70番外2筆で大野原中学校から北約550mに位置し、市道下野池崎線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑1175㎡です。併せ地は2417㎡、合計で3592㎡です。

利用計画ですが、牛舎2棟平屋建473.21㎡です。4条1番と関連しており、牛舎新設に伴い調査したところ無断転用が判明したため始末書を付して転用手続きを行うもので、本件は賃借している土地の部分の転用申請であります。

7番の申請者は美容院・美容院の経営を営む法人です。転用目的は店舗・社宅・駐車場用地で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字永田丙1382番1外2筆で柞田小学校から東約330mに位置し、市道山田下野線に接

する都市計画法の非線引き地域に該当する第2種農地であり、転用面積は地目が田1259㎡です。

利用計画ですが、店舗1棟2階建、社員住宅1棟2階建247.95㎡です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は家族経営で隣接地にて美容室を営んでおりますが、親夫婦・息子夫婦、娘が理容師と美容師の資格を持っており、現在の店舗では手狭で予約が重なり対応できないこと、新型コロナウイルス対策で席の間隔や席間のパーティションの設置が現在の設備では難しいこと、駐車スペースが不足していたことから、新店舗と社員住宅の建築を計画し、隣接地の所有者と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。地元土地改良区や水利関係者の同意を得ていることから問題ないものと考えます。

8番の申請者は建築・土木工事業を営む法人です。転用目的は分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字中村丙1985番1外6筆で柞田小学校から南約280mに位置し、市道大畑玉田線に接する都市計画法の非線引き地域に該当する第2種農地であり、転用面積は地目が田2565㎡です。併せ地は80.3㎡、合計で2645.3㎡です。

利用計画ですが、分譲住宅8棟2階建697.2㎡で平均区画面積263.72㎡、土地利用率は33.04%です。

転用に及んだ理由ですが、柞田小学校周辺では今後も居宅需要があるものと見込み、分譲用地を探していたところ、農地を相続したものの管理に苦慮していたり、高齢により規模縮小を考えていたりした譲渡人らと有償の所有権移転することで話が纏まったものです。農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていること、建築確認の見込みもあることから、許可相当と判断するものです。

9番の転用目的は分家住宅で、祖父との間で使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、木之郷町字千足47番4で香川西部養護学校から南東約310mに位置し、市道柿之町千足1号線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田466㎡です。

利用計画ですが、居宅1棟2階建129.05㎡で土地利用率は27.69%です。

転用に及んだ理由ですが、居宅新築を計画しましたが、妻の実家の隣接地である祖父名義の土地を利便性や今後の相互の補助を考え選定したものです。

10番の転用目的は分家住宅で、親子間で使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、本大町字江藤道西1022番5で一ノ谷小学校から東約870mに位置し、市道高樋江藤線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田58㎡です。併せ地は宅地46.28㎡、合計で104.28㎡です。

利用計画ですが、居宅1棟2階建67.49㎡で土地利用率は64.71%です。

転用に及んだ理由ですが、現在借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭となったことと将来的には農家の跡取りとなる予定であることから実家の隣接地である親の所有地を選定したものです。

11番の転用目的は農家住宅で、有償の所有権移転しようとするもので、4条3番に関連する案件です。

申請場所は、吉岡町字畔田111番2で一ノ谷小学校から西約610mに位置し、市道畔田線に接する都市計画法の非線引き地域に該当する第2種農地であり、転用面積は地目が田287㎡です。併せ地は4条3番の申請地である201㎡、合計で488㎡です。利用計画ですが、居宅1棟2階建、倉庫1棟平屋建151.71㎡で土地利用率は31.08%です。

転用に及んだ理由ですが、先程、4条3番で説明した一の谷川総合流域防災河川工事の収用に伴う案件です。現居住地の代替地として、自身の農地を4条申請で、本件の農地を5条申請で有償の所有権移転を行い居宅と納屋を建築するものです。地元土地改良区や水利関係者の同意を得ており、問題ないものと考えます。

12番の転用目的は農家住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、吉岡町字畔田111番1外2筆で一ノ谷小学校から西約600mに位置し、市道高樋吉岡線に併せ地が接する都市計画法の非線引き地域に該当する第2種農地であり、転用面積は地目が田639㎡です。併せ地は進入路の115㎡、合計で754㎡です。

利用計画ですが、居宅1棟平屋建、倉庫1棟平屋建196.99㎡で進入路部分を除いた土地利用率は30.82%です。

転用に及んだ理由ですが、これも一の谷川総合流域防災河川工事の収用に伴う案件で、先程とは別の方の案

件です。現居住地の代替地として、申請地を有償の所有権移転を行い居宅と倉庫を建築するものです。地元土地改良区や水利関係者の同意を得ており、問題ないものと考えます。

13番の申請者は不動産仲介・仲介業、土木建築業を営む法人です。転用目的は分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字林東3908番1で、大野原小学校から北西約850mに位置し、市道桐の木線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田590㎡です。

利用計画ですが、分譲住宅1棟平屋建、分譲住宅1棟2階建 計173.68㎡で土地利用率は29.43%です。転用に及んだ理由ですが、譲渡人は相続し営農していたものの経営規模縮小意向であり、申請地は西側にスーパーができ宅地に囲まれていたことから売却したいと考えておりましたところ、譲受人と有償で所有権移転することで話が纏まったものです。譲受人としては、11号に近く、西側にスーパーがあるため需要があるものと考えての転用申請です。土地改良区や地元水利関係者の同意を得ていることから許可相当と考えます。

14番の転用目的は貸資材置場で、有償の所有権移転をするものです。

申請場所は、大野原町大野原字鷺の首6836番1外1筆で大野原小学校から南約1350mに位置し、県道丸井萩原豊浜線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田440㎡です。併せ地は2350.16㎡、合計で2790.16㎡です。

転用に及んだ理由ですが、譲受人は土木建築工事を営む法人の社長で、近年は受注が増加傾向にあり、既存の資材置場が手狭となってきたため、新たな資材置場用地を探しておりました。一方で譲渡人は高齢により農地の管理に苦慮していたり、進入路の問題から耕作に不便と感じていたりしていたため、有償の所有権移転を行い、貸資材置場とすることで話が纏まったものです。

15番の申請者は麺類製造業を営む法人です。転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字鷺の首6930番1で大野原小学校から南約1300mに位置し、県道丸井萩原豊浜線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田589㎡です。併せ地は2943.24㎡、合計で3532.24㎡です。

転用に及んだ理由ですが、譲受人は既存倉庫から出荷のため大型トラックに積み下ろしの必要があるものの、出荷スペースはトラック1台分しかなく、夕方の時間帯に出荷が集中し、その時間帯にトラックの待機場所がなく不便でした。一方で、譲渡人は高齢により農地の管理に苦慮していたため話が纏まったものです。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、合田 政光委員 補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2番から4番までについて、小西 修委員 補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長（会長） 5番、7番、9番について、黒田 直文委員 補足説明をお願いします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 6番、8番について、富田 敏弘委員 補足説明をお願いします。

富田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 10番から12番までについて、荻田 昇吾委員 補足説明をお願いします。

荻田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 13番について、石川 素康委員 補足説明をお願いします。

石川委員 特に問題ありません。

議長（会長） 14番、15番について、山下 大輔委員 補足説明をお願いします。

山下委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第4号について説明させていただきますので、議案書の16ページをご覧ください。

議題第4号 農地転用許可後の事業計画の変更について

別紙記載の農地転用許可後の事業計画変更申請については、香川県農地関係事務処理要領の第3の1（3）①の各号に該当しないため、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和3年10月20日農業委員会会長からの提出です。

議案書17ページをご覧ください。

今月の申請は3件で、すべて既存の分譲地の工期を延長するものです。

1番の申請場所は柞田町字青木乙955番外1筆の既存の分譲地です。変更申請の内容は工期の延長です。現在6棟中2棟が販売済みで残り4棟ですが、うち1棟が進行中、2棟が予約済となっており、工期を延長し完売を目指すものです。

2, 3番の申請者は同じで、申請場所は2番が流岡町、3番が古川町の既存の分譲地です。変更申請の内容は工期の延長です。

2番の申請の部分は1棟中残り1棟ですが、元々宅地だった部分を含めた本分譲地は4区画あり2棟販売済みの残り2棟です。

3番の申請の部分は3棟中1棟が販売済みで残すところ2棟ですが、内1棟は現在建築中となっております。これらも工期を延長し完売を目指すものです。

1番～3番については、香川県農地関係事務処理要領の第3の1（3）①の項目である農地転用の緊急性に変わりなく、転用事業の実施が確実と認められ、周辺農地への影響も小さく、転用許可の審査基準を満たすため、許可相当と考えます。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

1番について、富田 敏弘委員 補足説明をお願いします。

富田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2番について、小西 修委員 補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長（会長） 3番について、荻田 昇吾委員 補足説明をお願いします。

荻田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。

それでは議案第5号について説明させていただきますので、議案書の18ページをご覧ください。

議案第5号非農地証明願について、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。令和3年10月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は2件です。

1番の申請地は、本大町字江藤道西1022-4で、一ノ谷小学校から南に約800mに位置し、登記地目は田、現況地目は宅地、面積が98㎡です。

40年前から自己の耕作のための機材等の倉庫として利用しています。これは、非農地の認定基準である「農地法施行規則第29条第1号に該当する、耕作の事業を行うものが、200㎡未満の自己所有農地に自らの耕作のために必要な農業経営施設の用に供する場合」に該当するものです。

2番の申請地は、吉岡町字畔田114-5外1筆で、一ノ谷小学校から南に600mに位置し、登記地目は田又は畑、現況地目は公衆用道路、面積が115㎡です。

以前から自己の農地へ進入するため、自己の農地を利用し、農道を拡張して利用しています。これは、非農地の認定基準である「農地法施行規則第29条第1号に該当する、耕作の事業を行うものが、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

議案第5号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番、2番について、荻田 昇吾委員 補足説明をお願いします。

荻田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第5号「非農地証明願について」承認することに決定させていただきます。

続きまして、議案第6号「観音寺市農地利用集積計画（案）について」議題といたしますが、受付番号5番、6番が齋藤委員の関係案件にあたり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の案件にあたりますので、退席を求めます。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼します。

議案の説明に入ります前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書30ページ、11番の利用権設定ですが、当事者の都合により、取り下げされましたので、削除になります。

それに伴いまして、議案書24ページの総括表の面積が変わります。修正をお願いいたします。お手数をおかけいたしまして、申し訳ございませんでした。

それでは、議案第6号について説明させていただきますので、議案書の20ページをお開きください。

議案第6号 観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和3年10月20日 農業委員会会長からの提出です。

次の21ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表、利用権設定、経営移譲年金、

令和3年10月29日公告（案）ですが、

こちらは、経営移譲年金の受給のための申し出で、今回は、1件で、田10筆10,335㎡、畑4筆848㎡、合計14筆11,183㎡について受人の息子さんに利用権設定するものです。

次の24ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和3年10月29日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	m ²
高室地区	2, 6 9 3 m ²
常磐地区	1, 0 2 9 m ²
柞田地区	9 6 1 m ²
木之郷地区	m ²
豊田地区	4, 8 8 9 m ²
栗井地区	1, 4 3 0 m ²
一ノ谷地区	1 2, 8 1 5 m ²
大野原地区	9, 3 8 7 m ²
豊浜地区	1, 7 3 4 m ²

で、田35筆、畑3筆 合計面積34,938 m²となっております。

今月は22件の申出があり、次の25ページから36ページに集積計画の内容を記載しておりますので、ご確認ください。

その中で、35ページ下側の22番の貸借ですが、受人は四国中央市で農業をされている方で、渡人とは知人であります。現地はミカン畑になっており、今後は、渡人が管理していくとのことです。

ほかは、特に気になる案件はありませんので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、次に議案書の37ページをご覧ください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和3年10月29日公告（案）ですが、これは農地機構を通じた貸借を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、該当する地区の集積面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	m ²
高室地区	m ²
常磐地区	m ²
柞田地区	4, 0 0 3 m ²
木之郷地区	5, 8 1 8 m ²
豊田地区	6 1 7 m ²
栗井地区	3, 7 0 8 m ²
一ノ谷地区	8, 6 0 8 m ²
大野原地区	8, 5 3 3 m ²
豊浜地区	9, 8 8 5 m ²

合計、16件、田47筆、畑2筆 面積 41,172 m²です。

貸借が6件、使用貸借が10件となっております。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、38ページから47ページに記載しております。これは、貸付者から農地機構、農地機構から借受者へ令和3年11月1日付で転貸される一括方式による貸借となります。

内容については、全て農地機構を通じての貸借であり、特に気になる案件はありませんでした。

議案第6号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第6号「観音寺市農地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

それでは、ここで、齋藤(さいとう)委員の入室を認めます。

議長（会長） 引き続きまして、議案第7号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）について」議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼します。

それでは、議案第7号について、説明させていただきますので、議案書48ページをご覧ください。

議案第7号 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について

別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による「農用地利用配分計画（案）」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第12条第3項の規定により意見を聴取する。

令和3年10月20日 農業委員会会長からの提出です。

次の49ページをご覧ください。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に一括方式となったことから、議案第6号の農用地利用集積計画（案）を審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

しかし、農地機構が借り受けている農地や、耕作者が変更となる場合については、この配分計画によるものとなります。

今回は、新規の案件1件です。

借受者は、以前からこの農地を耕作していましたが、農地の所有者が亡くなり、相続者全員が相続放棄をしたため、農地機構を通じた貸借を新規で設定するものです。

今後の手続きについては、機構が正式な配分計画を作成し、県知事へ提出します。その後、認可・公告縦覧を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、11月1日からとなります。

議案第8号の説明については、以上です。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第7号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第7号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございましたら事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長（会長） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

以上を持ちまして、令和3年度第7回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時30分 閉会>